

SafetyBirdサービス 料金表

第8版 (2020年3月)

スカパーJSAT株式会社

SafetyBird サービス料金表 目次

通則	• • • • •	••••••	1
复	第1条	約款及び料金表の適用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
复	第2条	料金表の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
复	第3条	消費税等相当額の加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
复	第4条	料金の臨時減免 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
复	第5条	登録料の支払義務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
箩	第6条	サービス利用料の支払義務	1
复	第7条	削除	1
复	第8条	ネットワーク端末設備接続料の支払義務	1
复	第9条	削除	2
舅	第10条	料金の支払期日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
复	第11条	端数処理	2
第1割	表 登録料	<u> </u>	3
/IV - V	<u> </u>		
第2章	表 サー1	ビス利用料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第3₹	表 削除		3
第4表	表 ネッ	トワーク端末設備接続料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第5章	表 削除		4
附則	• • • • •		5

通 則

(約款及び料金表の適用)

第1条 SafetyBird サービスに関する料金等は、SafetyBird サービス契約約款(以下「約款」と いう。) 及びこの SafetyBird サービス料金表(以下「料金表」という。) に定めるところ により適用します。

(料金表の変更)

- **第2条** 当社は、契約者の一般の利益に適合する場合、又は情報配信サービスの提供環境の変化、 法令の変更その他相当の事由があるなど、料金表の目的、変更の必要性、変更後の内容の 相当性等を考慮して合理的であると判断した場合には、この料金表を変更することがあり ます。この場合において、契約者は、変更後の料金表の適用を受けるものとします。
 - 2 当社は、この料金表を変更する場合には、変更後の料金表の内容及びその効力発生時期を 契約者に周知するものとします。

(消費税等相当額の加算)

第3条 この料金表に基づき支払いを要するものとされている額は、この料金表に規定する額に 消費税等相当額を加算した額とします。

(料金の臨時減免)

第4条 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、料金表及び約款の規定にか かわらず、臨時に料金を減免することがあります。

(登録料の支払義務)

第5条 契約者は、利用契約に基づく SafetyBird サービスの利用に関する登録料の支払いにつ いて、約款に定めるとおり、料金表第1表(登録料)に規定する登録料を支払っていただ きます。

(サービス利用料の支払義務)

第6条 契約者は、利用契約に基づく SafetyBird サービスの利用に関するサービス利用料の支 払いについて、約款に定めるとおり、料金表第2表(サービス利用料)に規定するサービ ス利用料を支払っていただきます。

第7条 削除

(ネットワーク端末設備接続料の支払義務)

第8条 契約者は、利用契約に基づく SafetyBird サービスの利用に関するネットワーク端末設 備接続料の支払いについて、約款に定めるとおり、料金表第4表(ネットワーク端末設備 接続料)に規定するネットワーク端末設備接続料を支払っていただきます。

第9条 削除

(料金の支払期日)

第10条 契約者は、料金等その他の債務について、それぞれ次の期日までに、当社指定の銀行 口座に振込入金により支払っていただきます。

10 miles (miles				
区 分	支 払 期 日			
1 登録料	利用契約の締結後、SafetyBird サービスの利用を開始する前に当社が行う登録作業が完了した日の属する月の翌月末。			
2 サービス利用料	SafetyBird サービスの利用開始日の属する月の翌月から、当月分として当月末。 但し、利用開始日が月の初日の場合は、利用開始日の属する 月から、当月分として当月末。			
3 ネットワーク端末設備接続料	SafetyBird サービスの利用開始日の属する月の翌月から、 当月分として当月末。 但し、利用開始日が月の初日の場合は、利用開始日の属する 月から、当月分として当月末。			

- 2 料金その他の債務は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 3 契約者が国もしくは地方公共団体等である場合又は利用契約者が約款の規定に基づき当 社が提供する利用回線を専ら国もしくは地方公共団体等に再販する電気通信事業者である 場合、その利用契約者との協議により当社が承諾した場合に限り、1項に掲げる料金等の 債務について、同号に定める支払期日とは別に当社が指定する期日までに当社指定の銀行 口座に振込入金により支払っていただくことがあります。
- 4 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、前3項の規定にかかわらず、当社は、 第1項に掲げる料金及びその他の債務について、契約者に、当社が別に定める期日までに 当社指定の方法により支払っていただくことがあります。
- 5 料金その他の債務の支払いの際に発生する金融機関への手数料等は、契約者に負担してい ただきます。
- 6 当社は、当社が必要と認めた場合は、第1号に掲げる料金等の債務について、同号に定め る支払期日とは別に支払期日を指定することができるものとします。その場合、当社は事 前にその旨を利用契約者に書面で通知することとします。

(端数処理)

第11条 料金その他の債務の計算(消費税等相当額の計算も含みます。)の結果に1円未満の 端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

料金表

第1表 登録料

(単位:円)

登録料	適用
25, 000	利用契約毎に適用します。

第2表 サービス利用料

月額(単位:円)

品目	 利用契約数	利用契約毎 サービス	適用
пп н	不可/ II 大	利用料	<u>№</u> /11
	1~4	30,000	緊急地震速報(警報) の配信をご利用の場 合、オプション利用 料として、利用契約 数毎に 20,000 円を 加算いたします。
	5~9	29, 500	
取名加索士和	10~14	29, 000	
緊急地震速報 配信サービス	15~19	28, 500	
	20~24	28,000	加昇いたしより。
	25~29	27, 500	
	30 以上	27, 000	

第3表

削除

第4表 ネットワーク端末設備接続料

月額(単位:円)

品目	ネットワーク端末設備の台数	ネットワーク端末設備接続料
緊急地震速報	ネットワーク端末設備が1台以上100台までの場合	30,000
配信サービス	ネットワーク端末設備が 101 台を超える場合	60,000

第5表

削除

附則

この料金表は、平成18年10月1日より実施します。

附則

この料金表は、平成19年10月1日より実施します。

附則

この料金表は、平成20年2月1日より実施します。

附則

この料金表は、平成21年4月1日より実施します。

附則

この料金表は、平成22年4月1日より実施します。

附則

この料金表は、平成25年10月1日より実施します。

附則

この料金表は、2019年2月6日より実施します。

附則

この料金表は、2020年3月31日より実施します。

資料名 SafetyBirdサービス料金表

資料番号 SAD-P3-19-001

平成 18年 10月 1日 第1版 平成 19年 10月 1日 第2版 平成 20年 2月 1日 第3版 平成 21年 4月 1日 第4版 平成 22年 4月 1日 第5版 平成 25年 10月 1日 第6版 2019年 2月 6日 第7版 2020年 3月 31日 第8版

スカパーJSAT株式会社

東京都港区赤坂1-8-1

TEL :03-5571-7770